

# 特許権侵害訴訟における差止請求の記載

ユアサハラ法律特許事務所  
弁護士 深井 俊至

## 1 特許権侵害行為に対する差止請求

### (1) 差止請求権

特許権者は、自己の特許権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる(特許法100条1項)。また、特許権者は、この侵害の停止又は予防の請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の特許発明にあっては、侵害の行為

により生じた物を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる(同2項)。1項の請求を「狭義の差止請求」(以下、単に「差止請求」という場合、狭義の差止請求をいう。)、2項の請求を「廃棄・除去請求」、両者を合わせて「広義の差止請求」と呼んでいる。特許権侵害訴訟において、廃棄・除去請求のみを求めることはできず、廃棄・除去

請求は狭義の差止請求と共に請求する必要がある。

## (2) 差止対象行為

差止請求の対象となる特許権侵害行為は、特許権侵害となる特許発明の実施行為である。具体的には、特許法2条3項に「物の発明」、「方法の発明」、「物を生産する方法の発明」に応じてそれぞれ以下のとおり規定されている発明の実施行為中、侵害者が行っている行為又は行うおそれがある行為を差止請求の対象行為とする。

- 一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあっては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- 二 方法の発明にあっては、その方法の使用をする行為
- 三 物を生産する方法の発明にあっては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

## (3) 訴状における「請求の趣旨」

特許権侵害訴訟において、特許権侵害行為の狭義又は広義の差止請求をする場合、訴状の「請求の趣旨」の欄に、原告が、裁判所の判決主文への記載を求める内容を記載する。例えば、被告が侵害品を製造、販売、及び販売の申出をしている場合、次のとおり記載する。

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を製造し、販売し、又は販売の申出をしてはならない。
- 2 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を廃棄せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

「請求の趣旨」欄に「別紙被告製品目録」と記載されている別紙を訴状の末尾に添付して、そこに侵害品を特定する内容を記載する。この場合、「別紙被告製品目録」は、「請求の趣旨」の内容の一部であり、訴状における記載場所が訴状末尾添付の別紙とされているだけであり、「請求の趣旨」欄に記載されていることと同じである。便宜上、侵害品を特定する内容を別紙とただけであるから、別紙とせずに、侵害品を特定する内容を訴状の最初の方の「請求の趣旨」欄に記載してもよい。

## 2 差止対象物又は差止対象方法の特定

特許権侵害者による侵害物の製造、販売等の行為又は侵害方法の使用行為の差止請求をする場合、対象物又は対象方法を特定する必要がある。前記の「請求の趣旨」の記載例では、「別紙被告製品目録」にどのように侵害品を特定する内容を記載するかという問題である。

特許権侵害訴訟における対象物又は対象方法の特定のし方は、平成12(2000)年頃前後で大きく変わった。平成12年10月、東京地方裁判所知的財産権訴訟検討委員会「知的財産権侵害訴訟の運営に関する提言」(判例タイムズ1042号4頁)が公表された。同提言において、差止請求における被告製品の特定に関し、以下のとおり記載されている(同文献8頁)。

「従来、差止請求訴訟においては、請求の趣旨において図面・説明文により構成を説明した目録を用いて被告製品を特定することにより、現在の侵害の停止請求と将来の侵害の予防請求とを併せて求める運用が、実務上行われてきた。

しかし、実際には、現在の侵害行為の停止を求めれば足りる事案がほとんどであり、その場合、現在の侵害行為の停止を求めるには、請求の趣旨においては、製造等の差止めを求める被告製品を、商品名・型式番号により特定すれば足り、請求原因事実として、その具体的な構造・組成を主張することとなる。現在の侵害行為の停止を求める請求において、訴訟物の範囲を画し、強制執行における目的物を特定するためには、被告製品の識別指標として社会的に認識されている商品名・型式番号を明示すれば十分である。

従来のような構造・組成による特定では、訴訟

物の範囲が必ずしも明確でなく、訴訟提起による時効中断や既判力の範囲が不明確となり、強制執行手続においても、執行機関(執行裁判所・執行官)が目的物を特定できずに執行不能となるおそれがある。また、従来、目録に商品名・型式番号と構造・組成の説明とを並記する取扱いもされていたが、商品名・型式番号による特定を構造・組成の説明により更に限定する趣旨なのか、商品名・型式番号は単なる被告製品の一部の例示にすぎないのかが明らかではなく、かえって不明確性を助長する結果となっていた。」

現在の特許権侵害訴訟において、侵害品の商品名や型式番号が原告に判明している場合は、侵害品の製造、販売等の差止請求にあたっては、商品名・型式番号をもって侵害品を特定することが主流となっている。しかし、一般に販売されていない侵害品の場合、商品名・型式番号が原告に判明していない場合もあるし、商品名と一部の型式番号のみが判明している場合(侵害品となる他の型式番号の製品も存在する可能性が高い場合)もある。また、被告の実施する方法が侵害となる場合、当該方法について、それを特定する名称がない場合も多いであろうし、あっても原告にはその名称が判明していない場合も多いであろう。さらに、差止対象物を商品名・型式番号で特定した場合、被告が商品名・型式番号を変更して、同構造の侵害品の製造、販売等を継続するおそれがある場合にどのように対処するかという問題もある。

侵害品又は侵害方法の特定を2000年頃前の従来方式により、説明文と必要に応じて図面によりその構成を特定することも可能である。

特許権侵害行為の差止請求訴訟を提起する際、「請求の趣旨」に記載すべき侵害品又は侵害方法の特定の方法は、商品名・型式番号による特定とするか、説明文・図面による特定とするか、両者を併用するかは、事案ごとに適切な方法を選択する必要がある。

前記のとおり、訴状の「請求の趣旨」の記載は、原告が判決主文への記載を求める部分である。以下に、参考となる幾つかの近時の差止認容判決の差止主文部分を記載し、どのように侵害品又は侵害方法を特定しているかを検討する。

### 3 差止判決例

(1) 東京地裁令和6年6月7日判決(令和3年(ワ)第5941号 特許権に基づく差止等請求事件)

- 1 被告Y1は、別紙被告製品目録1記載(1)及び(2)の各製品を製造し、譲渡し又は譲渡の申出をしてはならない。
- 2 被告Y1は、前項記載の各製品を廃棄せよ。
- 3 被告Y2は、別紙被告製品目録2記載の製品を譲渡し又は譲渡の申出をしてはならない。
- 4 被告Y2は、前項記載の製品を廃棄せよ。

(別紙)

#### 被告製品目録1

- (1) 製品名 EJWシリーズ  
一般名称 高圧洗浄車  
型式 EJW2040MA
- (2) 製品名 EJWシリーズ  
一般名称 高圧洗浄車  
型式 EJW2070T

(別紙)

#### 被告製品目録2

- 製品名 ECO ACE JET  
一般名称 高圧洗浄車

被告製品を製品名と型式で特定している。

(2) 大阪地裁令和6年5月30日判決(令和3年(ワ)第2873号 特許権侵害差止等請求事件)

- 1 被告は、別紙「被告製品目録」記載の製品を製造し、譲渡し、貸し渡し若しくは輸出し、又は譲渡若しくは貸し渡しの申出をしてはならない。

(別紙)

#### 被告製品目録

- 1 商品名 豚足脱毛機  
(型の数値が600型から690型までの間のもの)  
型式 5-27型(5-27-1又は5-27-2)
- 2 商品名 豚足脱毛機

(型の数値が800型から890型までの間のもの)

型式 5-27型(5-27-1又は5-27-2)

3 商品名 豚足洗浄機

型式 不明。ただし、別紙1の図面及び別紙2の写真のもの。

4 商品名 豚足洗浄機

型式 不明。ただし、別紙3の図面及び別紙4の写真のもの。

(別紙1 図面略 別紙2 写真略)

(別紙3 図面略 別紙4 写真略)

被告製品目録1及び2については、被告製品を商品名と型式で特定し、被告製品目録3及び4については、被告製品を商品名と図面及び写真で特定している。

商品名だけでは特定として不十分であり、型式番号が原告に判明していない事案においては、本被告製品目録3及び4のように、さらに図面及び写真による特定をすることが考えられる。

(3)大阪地裁令和6年5月30日判決(令和4年(ワ)第2058号 特許権侵害差止等請求事件)

1 被告は、別紙「被告製品目録」記載の各製品を製造し、譲渡し、譲渡の申出をしてはならない。

2 被告は、別紙「被告製品目録」記載の各製品を廃棄せよ。

(別紙)

被告製品目録

1 商品名

気密樹脂枠床下点検口600型(フロア用)

断熱樹脂枠床下点検口600型(フロア用)

具体的な型番の例示

PT612K-W(L/M/D)〈12mmフロア用〉

PT615K-W(L/M/D)〈15mmフロア用〉

(中略)

BS-PT612D-W(L/M/D)〈12mmフロア用〉

BS-PT615D-W(L/M/D)〈15mmフロア用〉

※ただし、W(L/M/D)はカラー記号であり、製品の色によって変わる。

2 商品名

気密樹脂枠床下点検口600型(CF用)

断熱樹脂枠床下点検口600型(CF用)

具体的な型番の例示

PT6CFK-W(L/M/D)〈CF用〉

PT6CFD-W(L/M/D)〈CF用〉

(中略)

BS-PT6CFK-W(L/M/D)〈CF用〉

BS-PT6CFD-W(L/M/D)〈CF用〉

※ただし、W(L/M/D)はカラー記号であり、製品の色によって変わる。

※「CF用」とは、クッションフロア用を意味する。

被告製品を商品名と型番で特定し、一部に若干の補足説明を加えている。

ただし、型番は「例示」とされているから、「具体的な型番」として記載された型番でなくとも、被告製品目録1又は2の商品名の商品は対象製品となっていると解される。

(4)東京地裁令和6年3月29日判決(令和3年(ワ)第30281号 特許権等侵害差止等請求事件他)

1 被告Y1及び被告Y2は、別紙被告製品目録記載の製品を販売し、貸渡し又は販売若しくは貸渡しの申出をしてはならない。

2 被告Y3は、別紙被告製品目録記載の製品を製造し、販売し又は販売の申出をしてはならない。

3 被告Y1は、別紙被告製品目録記載の製品を廃棄せよ。

4 被告Y2及び被告Y3は、別紙被告製品目録記載の製品(別紙被告製品の構成目録記載の構成態様を具備しているが製品として完成するに至らないものを含む。)を廃棄せよ。

(別紙)

## 被告製品目録

「楽輪車用グリップ」又は「単管グリップ」と称する運搬台車用保護部材

(別紙)

## 被告製品の構成目録

- 運搬台車の4隅に位置する挿入孔に挿入される単管に対して取付可能なハンドグリップであって、
- 使用者が手で掴むグリップ部と、
- グリップ部の下側に位置し、グリップ部の外周面よりも外側に突出させた円板部と、
- 単管が挿入される取付穴を有し、
- 取付穴に単管が挿入される方向から見て、円板部は、略円形である
- ハンドグリップ。

主文1項から3項においては、被告製品を商品名で特定し、主文4項においては、被告製品を商品名及び半製品（製品として完成するに至らないもの）については「被告製品の構成目録」における説明文で特定している。

(5) 知財高裁令和6年2月27日判決(令和5年(ネ)第10010号 特許権侵害行為差止等請求控訴事件)

- 2 被控訴人は、原判決別紙被控訴人製品目録記載の製品を製造し、販売し、販売の申出をしてはならない。
- 3 被控訴人は、前項の製品を廃棄せよ。

(原審・大阪地裁令和3年(ワ)第4920号)

(別紙)

## 被告製品目録

商品名 無限七星ボルトドウォーター

被告製品を商品名のみで特定している。

(6) 知財高裁令和5年12月27日判決(令和4年(ネ)第10055号 特許権侵害差止等請求控訴事件)

- 2 被控訴人は、原判決別紙被控訴人各製品目録記載の各製品を製造、販売してはならない。
- 3 被控訴人は、前項の各製品を廃棄せよ。
- 4 被控訴人は、原判決別紙被控訴人方法目録記載の各方法を使用してはならない。

(原審・東京地裁平成30年(ワ)第36232号)

別紙

## 被告製品目録

下記のローストビーフ。

- 1 被告製品1  
名称 ローストビーフ(炭火焼・もも・スライス)  
内容量 ローストビーフ74g ソース10g・レホール3g
- 2 被告製品2  
名称 ローストビーフ(炭火焼・もも・スライス)  
内容量 ローストビーフ112g ソース10g×2・レホール3g
- 3 被告製品3  
名称 ローストビーフ(スライス)  
内容量 ローストビーフ77g・添付ソース10g×1・添付レホール3g×1

別紙

## 被告方法目録

- 1 被告方法1
  - ローストビーフをスライスする工程と、
  - スライスされたローストビーフにおける還元型ミオグロビンをおキシミオグロビンに酸素化する工程と、
  - 当該酸素化する工程の後、スライスされたローストビーフを「キービットYF」とともにエチレン-ビニルアルコール共重合体を含む物質で構成されている包材に密封する工程とを含み、
  - 上記スライスされた上記ローストビーフは、エチレン-ビニルアルコール共重合体を含む物質によって構成された包材に密封された状態、且つ、当該包材内の酸素濃度

が0.000%の条件下で、全ミオグロビン量を100%としたときにオキシミオグロビンが12.07%以上、メトミオグロビンが48.22%以下、還元型ミオグロビンが34.06%以上となる割合となっていること

e (構成a～d)を特徴とするローストビーフの製造方法。

2 被告方法2

a ローストビーフをスライスする工程と、  
(中略)

e (構成a～d)を特徴とするローストビーフの製造方法。

3 被告方法3

a ローストビーフをスライスする工程と、  
(中略)

e (構成a～d)を特徴とするローストビーフの製造方法。

「被告製品目録」において、被告製品を商品名と内容量で特定し、「被告方法目録」において、被告方法を説明文で特定している。

本件は物を生産する方法の発明の事案である。被告製品の特定に関し、本判決には以下の判示がある。

「4 差止めの対象(争点3)等についての判断は、以下のとおりである。

被控訴人は、…生産方法を特定しない請求の趣旨は過剰な差止めを求めるものであり、又、被控訴人各製品は特許法104条の推定を受けない旨を主張する。

しかし、…本件発明に係る方法により生産された物が本件特許の出願前に公然知られていた事実は認めることができないから、被控訴人各製品は、特許法104条により、本件発明の方法により生産された物と推定される。

そうすると、…被控訴人方法により製造された被控訴人各製品は本件発明の構成要件を全て充足するから、被控訴人に対し、本件発明の特許に係る方法の使用の差止め(主文第4項)のほか、被控訴人各製品につき、その製造及び販売の差止め

(主文第2項)を命ずることができるとともに、同法100条2項に定める侵害の行為により生じた物として、その廃棄(主文第3項)を命ずることができる。」

(7) 東京地裁令和5年7月28日判決(令和4年(ワ)第9716号 特許権侵害差止請求事件)

1 被告は、別紙1被告製品目録記載の各製品を、いずれも製造し、譲渡し、又は譲渡の申出をしてはならない。

2 被告は、被告の占有する前項記載の各製品をいずれも廃棄せよ。

別紙1

被告製品目録

1 パッケージに以下の記載のあるアミノ酸含有加工食品

「5-ALA SUPPLEMENT  
ALA SHIELD」

2 パッケージに以下の記載のあるアミノ酸含有加工食品

「5-アミノレブリン酸配合  
5-ALA」

被告製品をパッケージの記載で特定している。  
なお、主文2項の廃棄命令において、「被告の占有する」と記載されているが、廃棄請求(判決主文では廃棄命令)において、「被告の占有する」との部分は必要ではないと思われる。

(8) 知財高裁令和5年5月26日判決(令和4年(ネ)第10046号 特許権侵害差止等請求控訴事件)

1 原判決中被控訴人Yに関する部分を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人Yは、「Y動画」([https://\(略\).com/](https://(略).com/))において、被控訴人Yのサーバから日本国内に存在するユーザ端末に対し、ユーザ端末の表示装置において動画上にオーバーレイ表示されるコ

メントが、水平方向に移動し、互いに重ならないように表示される態様となるように、動画ファイル及びコメントファイルを配信してはならない。

「コメント配信システム」との名称のネットワーク型システムの発明について、特許法2条3項1号に規定する「生産」の意味及び「属地主義の原則」が問題となった事案である。

差止対象行為の内容を具体的に記載することによって特定している。

(9) 東京地裁令和5年2月28日判決(令和2年(ワ)第19221号 特許権侵害差止等請求事件)

1 被告は、別紙物件目録記載の被告製品を販売し、又は販売の申出をしてはならない。

(別紙)

物件目録

被告製品: 下記の商品を含む、品名に「HappyMag」を含むマグネシウム粒子。  
記

- (1) 品名 HappyMag  
容量 150g
- (2) 品名 HappyMag  
容量 300g  
(中略)
- (10) 品名 HappyMag  
容量 15kg
- (11) 品名 HappyMag  
容量 25kg

被告製品を商品名と容量で特定している。ただし、「下記の商品を含む」との記載があるので、品名に「HappyMag」を含むマグネシウム粒子は、「下記の商品」として記載された容量でなくとも、対象製品となっていると解される。

(10) 大阪地裁令和5年2月20日判決(平成30年(ワ)第10590号 特許権侵害差止等請求事件)

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の各製品を製造し、輸入し、販売し、又は販売のための申出をしてはならない。
- 2 被告は、前項の各製品を廃棄せよ。

(別紙)

被告製品目録

- 1-1 商品名 超立体ショーツ スタンダード  
(「ジャストウエストタイプ」、「スタンダード丈」又は「レギュラー丈」と呼ばれることもある。)  
品番 D987
- 1-2 商品名 超立体ショーツ スタンダード  
(「ジャストウエストタイプ」、「スタンダード丈」又は「レギュラー丈」と呼ばれることもある。)  
品番 D971  
(中略)
- 3-1 商品名 超立体ショーツ ハイウエスト  
品番 D986
- 3-2 商品名 超立体ショーツ ハイウエスト  
品番 D973

被告製品を商品名と品番で特定している。

(11) 大阪地裁令和5年1月30日判決(令和3年(ワ)第6908号 特許権侵害行為差止等請求事件)

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を製造し、販売し、販売の申出をし、販売のための展示をしてはならない。
- 2 被告は、別紙被告製品目録記載の製品及び半製品(別紙被告製品目録に記載の製品の構造を具備しているが製品として完成するに至らないもの)を廃棄せよ。

(別紙)

被告製品目録

被告製造にかかる下記製品名の落下物受取装置 (いずれの製品にも、1800タイプ、1500タイプ、1200タイプ、900タイプ、600タイプの規格があり、その全てが対象である。)

- 1 製品名：セイフティーウイング
  - (1) タイプ1
  - (2) タイプH
- 2 製品名：楽美
  - (1) ストロングII型
  - (2) 2層II型
  - (3) ストロングH型
  - (4) 2層H型
  - (5) パネルタイプ朝顔

主文1項においては、被告製品を製品名で特定している。ただし、被告製品目録の「(いずれの製品にも、1800タイプ、1500タイプ、1200タイプ、900タイプ、600タイプの規格があり、その全てが対象である。)」との部分は、それらのタイプの規格のものに限定されるのか否かは主文の記載上、必ずしも明らかではない。

主文2項においては、被告製品を1項と同様に商品名及び半製品については「別紙被告製品目録に記載の製品の構造を具備しているが製品として完成するに至らないもの」として特定している。しかし、半製品について、別紙被告製品目録に製品の構造は記載されていない。「別紙製品目録に記載の製品」が商品名で特定され、それと同じ構造の商品という特定とするようである。判決理由中に、被告製品説明書があり、そこに構造の記載はあるが、半製品についての主文の内容に構造の記載はなく、疑問の残る特定である。

(12) 大阪地裁令和5年1月23日判決 (令和2年(ワ)第3473号 特許権侵害行為差止等請求事件)

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を製造し、販売し、販売の申出をし、販売のために展示し、輸入し又は輸出してはならない

2 被告は、別紙被告製品目録記載の製品及び半製品 (別紙被告製品目録記載の製品の構造を具備しているが、未だ製品として完成に至らないもの) を廃棄せよ

(別紙)

被告製品目録

品番に下記の各記号及び番号を含むスポットライト製品

記

- 1. 「LZS-91748」(以下「被告製品1」という。)
- 2. 「LZS-91749」
- (中略)
- 25. 「#722452」
- 26. 「#741384」
- (中略)
- 103. 「91758」
- 104. 「91759」
- (中略)
- 112. 「TX91758」
- 113. 「TX91759」
- (中略)
- 119. 「TX92515」
- 120. 「TX92516」

主文1項においては、被告製品を記号及び番号で特定している。

主文2項においては、被告製品を1項と同様に記号及び番号、並びに半製品については「別紙被告製品目録記載の製品の構造を具備しているが、未だ製品として完成に至らないもの」として特定している。前記大阪地裁令和5年1月30日判決と同様、半製品についての主文の内容に構造の記載はなく、疑問の残る特定である。

(13) 東京地裁令和4年12月15日判決 (平成30年(ワ)第28930号 特許権侵害差止等請求事件)

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の各製品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸出し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない。

2 被告は、別紙被告製品目録記載の各製品を  
廃棄せよ

(別紙)

被告製品目録

次の型番のレーザーダイシングマシン(下記の  
原告SDEマークが筐体表面に付されたものを除  
く。)

1. ML300シリーズ(「ML300」、「ML300EX」、  
「ML300EX WH」、「ML300Plus WH」、  
「ML300PlusXWH」など、その型番中に  
「ML300」を含むもの。)
2. ML200シリーズ(「ML200」、「ML200EX」、  
「ML200EX WH」、「ML200PlusXWH」など、  
その型番中に「ML200」を含むもの。)

記

【原告SDEマーク】

(マーク 略)

型番 FMC-10000

(中略)

11 製品名 ファミリーメディカルチェアネセ  
サ

型番 FMC-N230

12 製品名 ファミリーメディカルチェアルピ  
ナスライト

型番 FMC-LPN9000

被告製品を製品名と型番で特定している。

—おわり—

被告製品を型番で特定している。ただし、特定  
のマーク(原告SDEマーク)が筐体表面に付され  
たものは除外されている。

(14)知財高裁令和4年10月20日判決(令和2年(ネ)  
第10024号 特許権侵害差止等請求控訴事件)

1 原判決を次のとおり変更する。

- (1) 被控訴人は、別紙物件目録記載1のマッ  
サージ機を製造し、販売し、輸出し又  
は販売の申出をしてはならない。
- (2) 被控訴人は、別紙物件目録記載2のマッ  
サージ機を製造し、販売し、又は販売  
の申出をしてはならない。
- (3) 被控訴人は、別紙物件目録記載1及び  
2の各マッサージ機を廃棄せよ。

別紙

物件目録

- 1 製品名 INADADREAMWAVE  
型番 HCP-11001
- 2 製品名 ファミリーメディカルチェア  
SOGNO